

函館市中小企業振興基本条例

豊かな海と山に囲まれ，天然の良港を有する函館は，早くから海外に門戸を開き，国内外から多くの人々が集まり，さまざまな交流が行われてきた。

このような中，先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより，産業の礎が築き上げられ，今日まで南北海道の中核都市として発展を続けてくることができた。

函館は事業所のほとんどが中小企業であり，中小企業が函館の産業の中心的役割を担ってきた。函館が豊かで活力あふれるまちであるためには，将来にわたり元気な中小企業を育てていくことが必要である。

また，近年は，地球規模への経済活動の拡大，少子高齢化の進展など中小企業を取り巻く環境が大きく変化してきており，このような中で函館の中小企業が多様で活力ある成長発展をしていくためには，改めて中小企業者自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚するとともに，経営の安定を図ることが重要である。

ここに，中小企業の振興が地域経済の発展に大きくかわり，ひいては市民生活の向上につながるという認識を市，中小企業者等および市民が共有し，中小企業の振興と地域経済の活性化を図るため，この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は，中小企業の振興に関し，基本理念を定め，市の責務，中小企業者等の努めるべきことおよび市民の協力について明らかにするとともに，市の施策の基本となる事項を定めることにより，中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって本市の経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって市の区域内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所，商工会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者および中小企業団体をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業については，多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い，さまざまな就業の機会を提供するなど，地域経済の基盤を形成していることにかんがみ，次に掲げる事項を旨としてその多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。

(2) 中小企業者の経営の改善および向上に対する自主的な努力が促進されること。

(3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。

(4) 市，中小企業者等および市民の相互の協力の下に行われること。
(市の責務)

第4条 市は，前条に定める基本理念にのっとり，中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し，および実施する責務を有する。

2 市は，前項の施策の推進に当たっては，中小企業者等および国，北海道その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者は，経済的社会的環境の変化に即応するため，経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。

第7条第1号において同じ。）, 経営基盤の強化等に努めるとともに，事業活動を行うに当たっては，地域との調和を図り，市民が安全に安心して生活することができるよう努めるものとする。

2 中小企業者は，自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し，雇用環境の整備および人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業団体は，事業活動を行うに当たっては，中小企業者とともに，第3条に定める基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は，中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し，それぞれができる範囲で中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 市は，次に掲げる基本方針に基づき，中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1) 中小企業者の経営の革新および中小企業の創業の促進を図ること。

(2) 中小企業者の新技術，独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。

(3) 中小企業者の人材の育成および確保を図ること。

(4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。

(5) 中小企業者等と関係機関との連携，中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。

(6) 地域の資源の活用等による産業の発展および創出を図ること。

(財政上の措置)

第8条 市は，中小企業の振興に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業振興審議会の設置)

第9条 中小企業の振興に資するため，函館市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第10条 審議会は，市長の諮問に応じ，中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議し，その結果を答申するものとする。

（組織）

第11条 審議会は，委員15人以内をもって組織する。

（委員および任期等）

第12条 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 中小企業の振興に関係のある者

(3) 公募による者

2 委員の任期は，2年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

3 委員は，再任されることができる。

（会長および副会長）

第13条 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は，委員の互選により定める。

3 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

4 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

（会議）

第14条 審議会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第15条 審議会の庶務は，経済部において処理する。

（補則）

第16条 この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成22年4月1日から施行する。

（函館市中小企業振興条例の廃止）

2 函館市中小企業振興条例（昭和46年函館市条例第4号）は，廃止

する。

(函館市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の函館市中小企業振興条例(以下「廃止前の条例」という。)第3条第1項および第2項,第4条第1項,第9条ならびに第10条第1項および第3項の規定に基づく助成の決定を受けた者に係る報告の聴取,助成の決定の取消し等については,なお従前の例による。
- 4 廃止前の条例第19条第1項の規定により置かれた函館市中小企業振興審議会は,第9条の規定により置く審議会となり,同一性をもって存続するものとする。
- 5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第19条第3項の規定により函館市中小企業振興審議会の委員に委嘱されている者(以下「旧委員」という。)は,第12条第1項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし,その任期は,同条第2項本文の規定にかかわらず,旧委員としての残任期間とする。

(函館市企業立地の促進に関する条例の一部改正)

- 6 函館市企業立地の促進に関する条例(平成20年函館市条例第63号)の一部を次のように改正する。
第6条を削り,第7条を第6条とする。